

**教員はコン気を持って生徒を指導し、プライドのある行動をとり、周囲にアン心感をもたらしス敵な夢を与えるんだ！**

- 1 コンプライアンス（法令遵守）について
  - 1) 教育公務員としての自覚を持ち、法令を遵守する。
  - 2) 校内外の研修により教員としての資質の向上に努めるとともに、地域・保護者から疑義を招くことのないよう、言動に十分留意する。
  - 3) 互いに良好なコミュニケーションを図るなど、不正が生じない（「しない」、「させない」、「見逃さない」）職場の環境づくりに努める。
  
- 2 携帯電話等の使用について
  - 1) 携帯電話等は原則として、職員室及び教科準備室から持ち出さない。
  - 2) 生徒の写真や動画を個人のスマートフォンやタブレット、デジカメ等で撮影しない。
  - 3) 生徒の写真や動画について、対象生徒及び保護者の了解なしに、ホームページ等への掲載をしない。
  
- 3 生徒や保護者への連絡方法について
  - 1) 生徒及び保護者と教員の間で、携帯電話等の番号・メールアドレス・ラインID等を交換しない。また、生徒及び保護者の携帯電話等に個人の携帯電話等から連絡することを、原則として禁止する。
  - 2) 部活動や学校行事等により校外で活動する際に、緊急時の連絡先として生徒及び保護者と教員の間で番号等を伝えあう必要がある場合には、「携帯電話等への連絡承諾書」により、事前に管理職及び保護者の許可を取る。取得した番号等は、必要とする行事等が終了した時点で速やかに破棄する。
  
- 4 生徒の送迎について
  - 1) 教員が生徒を自家用車で輸送することは、原則として行わない。
  - 2) 部活動や学校行事等での活動に参加する際に、現地への交通手段として公共交通機関がない等、やむを得ず教員の自家用車に同乗する場合には「職員の自家用車への同乗について」の「同意書」を、保護者押印の後、事前に提出する。
  
- 5 個別指導について
  - 1) 個別指導を行う際には、「廊下から見える部屋で」「入り口を開けておく」等の配慮をするとともに、指導内容や指導時間等がわかるようにしておく。（必ず部屋予約を行う。他の教員に場所を連絡しておく。）

